

令和4年 第10回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年5月25日（水）午後1時

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	井 戸 道 代
委員	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	統括指導主事	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉 浦 佳 之
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、令和4年第10回教育委員会定例会を開催します。 本日は2名の方から傍聴の申出がありましたが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 日程第1、署名委員を決定します。井戸委員と天野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議に入ります。 はじめに、審議の進め方についてお諮りします。 第19号議案、「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」及び第20号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について」ですが、これらは議会に上程される前の議案に関する ことであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会 会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、第19号及び第20号議案については議案が議会に上程された後 に、議事録の公開を可能とします。傍聴人の方は退出願います。 なお、秘密会終了後の再入室は可能です。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第19号議案を審議いたします。内容について事務局から説明 をお願いします。</p>
飯田教育推進 課 長	<p>それでは、ご説明させていただきます。 1枚おめくりいただきまして、区長の公印がついてある文書をご覧ください。 教育に関する事務の議案についてというタイトルでございます。</p>

6月15日に開会をいたします令和4年第2回江戸川区議会定例会に提出する議案につきまして、地教行法第29条の規定により、教育委員会の意見聴取を行うものでございます。

項目は記書きの3点です。

1点目といたしましては、令和4年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分、2点目は幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、3点目が江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の3点でございます。それぞれ内容につきましては別添の資料でご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

補正予算につきましては、令和4年度第3号補正予算概要（教育費）案、こちらに基づきましてご説明させていただきます。

今回計上いたしました補正予算につきましては、いずれも当初予算の計上の時点ではまだ決定してなかった国や都の補助もしくは委託事業でございます。これらが正式に決定いたしましたので、今回は補正として上げさせていただきます。

まず、歳入の項目からご説明いたします。

都支出金、都補助金、教育費補助金といたしまして、2億2,421万9,000円の計上をしております。内容は3点でございます。

1点目がスクールソーシャルワーカー活用事業費都補助金7,926万7,000円でございます。スクールソーシャルワーカーの増員に係る経費ということで、現在12名のスクールソーシャルワーカーを21名増員し、33名とするための報酬等の金額に対する補助金でございます。

2点目がエデュケーションアシスタント配置事業費都補助金1億4,396万4,000円でございます。エデュケーションアシスタントにつきましては、1番ということで、下段のほうに記載してございますが、小学生1年から3年の各学年に一人配置する学級担任の補助の職員ということでございます。この配置に係る報酬等に関する補助金です。

3点目がデジタル教科書を活用した不登校児童・生徒学習支援促進事業費都補助金98万8,000円でございます。デジタル教科書を活用した不登校児童・生徒への学習支援に係る経費ということで、備品購入費として、タブレット端末の購入費ということで98万8,000円を計上してございます。

続きまして、都委託金といたしまして852万6,000円計上してございます。項目は同じく3点であります。

1点目が不登校児童・生徒支援調査研究事業費都委託金32万6,000円です。不登校児童、不登校生徒の未然防止、また対応等の調査研究事業に関わる委託費用でございますが、江戸川区立松江第一中学校が、この事業で指定されたことに伴う経費でございます。

2点目が文化プログラム・学校連携事業費都委託金720万円であります。文化プログラム・学校連携事業につきましては、2番ということで下段のほうに記載してございます。「日本人としての自覚と誇り」等の資質を育成するために、指定校が行う技術・文化等の鑑賞や体験等の取組であります。こちらに区立小・中学校10校が指定されたことに伴う委託金であります。

3点目がT o k y oスポーツライフ推進事業費都委託金100万円でございます。スポーツライフ推進事業につきましては、3番ということで下段に記載してございます。運動習慣の定着に資する取組を推進ということを目的とした事業でございます。今回指定地区として江戸川区が指定されたことに伴う委託金であります。

続いて、諸収入でございますが、116万円の計上です。こちらは、子ども農山漁村交流推進支援事業受託収入ということで、こちらも4番ということで下に記載してございますが、農山漁村体験を通じて地方の自然・文化等についての理解を深めるような事業でございます。総務省が実施している事業です。これに関わる受託収入ということで116万円を計上してございます。

これらを合わせまして、2億3,390万5,000円の計上でございます。

続いて、裏面が歳出でございます。先ほどご説明申し上げました歳入に対応する歳出ということで、それぞれ計上してございます。

目ごとでご説明いたします。

一つ目が教育推進費でございます。こちらは学校行事実施ということで、28万9,000円でございます。農山漁村交流推進支援事業実施に係る教員の旅費として計上したものです。

続いて、学務費129万7,000円でございますが、学校行事実施費といたしまして83万4,000円、先ほどの農山漁村の事業に係る児童の教材費や新幹線料金等でございます。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策関係費といたしまして、46万3,000円、こちらは就学時検診における消毒用アルコール等の費用でございます。

続きまして、教育指導費でございます。総計2億5,094万1,000円でございます。教職員人事・研修関係費といたしましては、内容は右側でございます五つの事業、先ほど歳入の項目でご説明いたしました五つの事業に関わります報酬職員手当等をこちらに計上しているものでございます。

続いての教育活動事業費につきましては、86万3,000円でございますが、右側でございます二つの事業に関わる報酬や助成について計上してございます。

最後に一番下の生活指導事務費でございますが、7,858万8,000円、こちらがスクールソーシャルワーカーの増員に係る報酬職員手当等の経費です。これらを合わせまして、2億5,252万7,000円というところで計上させていただいたところでございます。

補正予算につきましてはの説明は以上です。

続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正の経過、趣旨をご説明させていただきます。今回の改正につきましては、教員特殊業務手当の上限額の改正ということでございます。教員につきましては、いわゆる時間外や休日に勤務した場合の時間外手当、休日給が出ないような形になってございますが、そういった教員が非常災害時等やむを得ない場合に、そういった災害対応の業務等を行った場合に、教員特殊業務手当の対象となるというものでございます。

そして、この手当につきましては、災害時の対応等という非常に緊急性の高い重い業務内容に対しまして支給額が低いということで、かねてより見直しの検討がされておりました。東京都では令和4年4月1日付で、この手当の支給額の値上げを行ったところでございます。特別区といたしましても、特別区職員労働組合連合会との交渉も行った上で、23区統一的に東京都に合わせるような形で、今回この手当の上限額を見直すことになりました。

そこで、新旧対照表をご覧くださいますと、第17条の第3項のところに赤字で記載がございます。この教員特殊業務手当、従前の上限が6,400円でしたが、今回これを1万6,000円に改定するものでございます。なお、この条例の中では、この手当の上限を記載してございますが、より細かい内容につきましては、特殊勤務手当に関する規則の中で規定してございますので、後ほどそちらでご説明いたします。

新旧対照表の裏面をご覧くださいますと、付則ということで規定がございます。施行期日等について規定しているものでございますが、まずこの条例につきましては公布の日から施行するものです。付則の2項につきましては、この効果といたしましては令和4年4月1日以降のこの特殊業務に適用

	<p>するというところで遡って適用する旨を規定するものです。3項につきましては、既に支払った、この手当がもしあった場合には、改正後の規定による特殊業務手当の内払とみなす、そういう規定でございます。議会での議決が行われた後で公布をする予定です。</p> <p>続きまして、3点目でございますけれども、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、前回の第9回江戸川区教育委員会定例会におきまして、ご審議いただいた内容でございます。</p> <p>令和5年4月1日付で第二松江小学校を閉校、二之江小学校を新築後の新しい校舎の住所に住所変更、下鎌田地域、また下小岩地域の学校統合に関わる統合校の設置ということで、それぞれ規定してございます。</p> <p>内容につきましては、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、何かご意見等はございますか。</p>
庭 野 委 員	<p>まず、補正予算のことについて、お尋ねいたします。</p> <p>スクールソーシャルワーカーが大分増員されるんですけれども、この増員についての見込みというか、もう人の確保というのはできているのかどうかということをお伺いしたいと思います。それが1点目。</p> <p>2点目ですけれども、文化プログラムというのがございます。これ小・中学校10校という記載がございますけれども、これについてはもう区内の小・中学校のどこということ、もう指定されているのかどうか。そして、その内容ですね。日本人としての自覚と誇りですので、例えばどんな内容があるのかを教えていただければありがたいです。</p>
佐藤教育指導 課 長	<p>まず1点目、スクールソーシャルワーカーの活用事業でございますけれども、こちら東京都のモデル事業でございます。補正は10分の10、都の費用が出ております。そして、6月1日の時点で17名、今確保できております。中学校33校全てに配置する予定でございますので、随時募集を今進めているところでございます。これが1点目です。</p> <p>2点目でございます。文化プログラム・学校連携事業、こちらオリパラの際にオリンピックは運動だけでなく、スポーツだけでなく、文化の継承及び、その国の文化を含めて地球全体の文化も学んでいこうという、そういう側面がありますので、この文化プログラムはオリパラの事業の中の一つとして行われてきたものでございます。終わったんですけれども、レガシーということで、この事業が継続して行われておりまして、こちらも都の補助は10</p>

	<p>分の10で出ております。</p> <p>江戸川区では10校が指定されました。まずこの広域活動団体型というものがございまして、こちらがいわゆる演劇ですとか、能ですとか、大がかりな設備を基に何か鑑賞するようなものです。もう一つはワークショップ等、何かを作ったりする地域連携型、地域に根差した小規模団体との連携という、二つの取り組む内容があるんですけども、まず団体型で6校、地域連携型で4校の指定がございまして。</p> <p>団体型は、今申し上げますけれども、平井南小学校、第三葛西小学校、瑞江小学校、鹿骨東小学校、南葛西第三小学校、松江第五中学校、こちらは各学校で内容等は決めるんですけども、能ですとか、そのような日本文化に即した鑑賞教室のようなものを考えてございまして。</p> <p>地域連携型は4校で、第二松江小学校、船堀小学校、上小岩第二小学校、清新ふたば小学校です。これも地域に根差した小規模団体との連携でございまして、ワークショップで何かを作ったり、日本の文化に即した体験をしたりするということとございまして。</p>
庭野委員	<p>ありがとうございます。まず、スクールソーシャルワーカーにつきましては、6月1日、17人ということですので、まだ余裕というか、募集しなければいけないということなので、鋭意よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、2点目のオリパラのレガシーということで、演劇や能といえは南小岩の能楽師の方が頭に浮かんだんですけども、南小岩の学校が入っていましたでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>上小岩第二小が地域連携型で入っています。</p>
庭野委員	<p>分かりました。能ということだったので、南小岩地域で盛んにやってくださっている先生に、ぜひお出まじただけたらよかったですのになと思ひました。地域は違っても、とても意欲のある方ですから、いろいろとどこにでも馳せ参じていただけるのではないかなと思ひます。これからのプログラムづくりでぜひ参考にさせていただけたらなというふうに思ひます。ありがとうございます。</p> <p>もう一つ、農山漁村体験ですけども、これは雪国教室みたいなものとはまた別に事業を展開していくということなのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。</p>

教育指導課長	<p>地方創生を目的として実施しておりまして、生命と自然を尊重する精神を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子どもの生きる力を育むこと、及び都市と農山漁村の相互理解の推進に寄与するものでございます。</p> <p>これまでも行っておりますけれども、今年度は岡山県の浅口市との交流を考えておりまして、それに伴う費用も10分の10、国の補助となります。</p> <p>先日、ご挨拶もかねて下見のほうに担当者が行ってまいりまして、市長及び教育長、先方と懇談を行ったところでございます。</p> <p>基本的に農業、林業の意義を理解することですので、漁港等の体験をしながらキャリア教育も含めて行うという取組でございます。</p>
庭野委員	<p>ありがとうございます。漁港ということなので、江戸川区も海や川に囲まれているところなので、とてもいいと思うんですけども、これは学校数としたら、何校とか、人数では何人とかというのは決まっているのでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>1校でございます。今年度に関しましては、第二松江小学校5年生、2泊3日、7月から8月の夏休み期間を利用するということが決まっております。人数は40人程度です。</p>
庭野委員	<p>第二松江小学校の5年生ですと、ほかの例えば通常ですと日光の林間学校などと重ならないのでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>別で考えてございまして。</p>
庭野委員	<p>ダブルで行くのですね。すごくいいですね。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>第二松江小学校が今年で閉校するということもありますし、少人数で比較的活動しやすいということも考慮して決定しました。思い出づくりということではないのでしょうかけれども、座学だけじゃなくて体験から学ぶところもいろいろあると考えています。</p> <p>ほかございますか。</p>
天野委員	<p>Tokyoスポーツライフの推進事業についてですが、運動習慣の定着を図るということだと思いますが、昨今コロナ感染症対策で運動能力がちょっと衰えているのではないかという懸念の中で、今後政府のほうのコロナ対策</p>

	<p>が変わってくると思うんですけども、定着化させるための運動プログラムの内容が少しでも分かれば教えていただきたいです。</p>
教育指導課長	<p>こちらは東京都から指定されて予算がついたものですがけれども、基本的に運動習慣を身につけるためのきっかけづくりというところですよ。</p> <p>具体的にはレクリエーション活動ですね。中学生でいうところのゆる部活というところでしょうか。ヨガですとか、ダンス、ピラティス等の推進、または講師による研修会を行い、それを子どもに還元していくと。そのような費用で100万円、10分の10、全て国から出ております。</p> <p>東京都の子どもたちの体力が全国平均に届かないんですけども、2極化が進んでおりまして、東京都は、競技スポーツはそれなりに充実しているところがあります。しかしながら、運動を全くしない子どもという分母が大きいものですから、運動を全くしない子どもに学童時期から運動に親しむ、競技スポーツではなく楽しむ運動、将来の健康づくりにつながるものを作ってもらう。これは文科省も、医療費の削減という意味からも、子どもの時期からの運動を推奨しているところがございますので、そのような流れの中で、Tokyoスポーツライフ推進事業ということが決まったという状況でございます。</p>
天 野 委 員	<p>これは江戸川区内の学校全てに対してということになるんですか。それともこの学校ということでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>これは学校指定というよりは、教員等の研修会ですので、江戸川区全域に還元されるものであります。そして、この成果を基に、全校にこの取組が展開されていくと。そういう形のモデル事業でございます。</p>
天 野 委 員	<p>結果がよければ次につながっていくと思いますが、どれくらいの期間でそういったところを考えていらっしゃるんですか。</p>
教育推進課長	<p>指定は1年間でございます。1年で成果発表を行いまして、その後は還元していくということになります。</p>
天 野 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>要するに、運動嫌いまでいかななくても、体を動かすのが好きじゃない子に</p>

対して、そういうきっかけづくりができたらいいですよねというところですね。実際に3年くらい前から、小岩四中などで日常的に手軽にできるような体を動かすこと、遊び的な要素を取り入れたりして、体を動かすことにちゅうちょしないような子どもたちを育てていくということで似たような取組が行われました。そういったのも目標の一つなのかなと思います。

江戸川区には確かに体力もかなりずば抜けた子たちも結構いるんですけども、やはりなかなか平均的なところまでいかないお子さんも多いです。その要因は、食生活も含めて様々な部分があるんでしょうけれども、今のお子さんたちが体を動かしやすい環境づくりをして支えていこうという取組かなと思います。

ほかございますか。よろしいでしょうか。

ほかになれば、第19号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。

続いて、第20号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。

教育推進課長

それではお手元にごさいます江戸川区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の新旧対照表をご覧ください。

4項目についてそれぞれ金額を設定してごさいます。一つ目が非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。こちらを3,200円から8,000円に改定してごさいます。

2点目が、特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。こちらを6,400円から1万6,000円に改定してごさいます。

3点目が、幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。こちらを3,000円から7,500円に改定してごさいます。

4点目、幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。こちらを3,000円から7,500円に改定して、それぞれ上げるものでごさいます。

付則にごさいますように、この規則は、公布の日から施行いたしますが、先ほどご説明申し上げました給与条例の改正に伴って改定するものでごさいますので、給与条例の公布に合わせてこちらも公布し、効果につきまして

	は4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。
教 育 長	何かご質問・ご意見などはございますか。
平 井 委 員	これは幼稚園ということですが、小・中学校の先生方はどのようになっているのでしょうか。
教育推進課長	既に4月1日付で東京都の条例がこの内容で更新をされているということとであります。
教 育 長	ほかになければ、第20号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室を認めます。
	〔秘密会終了〕 〔傍聴人入室〕
教 育 長	次に、第21号議案「江戸川区指定無形文化財保持者の認定解除について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	無形文化財保持者の死亡に伴う認定の解除ということでございますが、お手元には告示の案をお示しさせていただきました。下段の別表をご覧ください。無形文化財・工芸技術ゆかた染（長板中形）の保持者でございます松原與七さんでございますが、ご本人が死亡されました。これに伴いまして、江戸川区文化財保護条例第7条第4項の規定に基づき、江戸川区指定文化財の保持者認定を解除するというものでございます。議決いただきましたら、こちらの内容につきまして、告示を行い、周知をさせていただきます。
教 育 長	この件に関しまして、何かご質問・ご意見などはございますか。
庭 野 委 員	内容がゆかた染ということなので、よく新聞などに報道されている一つだ

	<p>と思うんですけれども、この方以外に、このゆかた染を継承している方はいらっしゃるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今回お示しさせていただきました長板中形につきましては、この保持者も含めてほかにも継承者がございます。この保持者の所属している松原染織工房にも職人さんがいらっしゃいまして、まだこの技術は継承されているということです。ご本人の認定解除だけでありまして、無形文化財の指定の解除は今回行う必要はないということでございます。</p>
庭野委員	<p>ありがとうございました。とても大事なことなので、なくなってしまうと大変だなと思いますので。</p>
教育長	<p>ほかになければ、第21号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
教育長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第22号議案「令和4年度学校評議員の委嘱について」を議題とします。これも事務局から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>お手元の令和4年度学校評議員の委嘱についての資料をご覧ください。 令和4年度、各学校、幼稚園から出ました学校評議員の推薦状況についてご説明申し上げます。 まず、1番の学校評議員数の変遷でございます。令和4年度の数字をご覧ください。今年度小学校497名、中学校219名、幼稚園7名、計723名の学校評議員が推薦されております。 昨年度より小学校では9名、中学校では3名の減でございます。 新規の方は小学校で21名減となっております。コロナウイルス感染症拡大がどこまで影響しているか不明ではございますけれども、新規評議員の獲得が課題となっております。</p>
教育長	<p>この件につきまして、何かご質問・ご意見などはございますか。</p>
平井委員	<p>学校評議員の選出というのは各学校に完全に任せているということによ</p>

	<p>ろしいですか。青少年委員が何人というのは特別なと思うんですけども。</p>
教育指導課長	<p>おっしゃるとおりでございます。学校が決定しております。</p>
庭野委員	<p>委員の在職期間というのでしょうか。いろいろな規定があると思いますが、他区の場合ですと、例えば4年続けたら一旦お休みいただいて、別の方になるというような、新陳代謝をきちんとやっていこうというようなことを考えているということも聞いておるんですけども、江戸川区の場合はそういったような規定というものはあるのでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>そのような規定はございません。</p>
庭野委員	<p>なし。ということは、長い方ですと、例えばこの評議員制度ができてからですから、14年とかいう方もいらっしゃるのでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>個別に何年かというのは今手元に資料はないんですけども、平成12年から学校評議員を設置してございますので。</p>
教育長	<p>私が校長に着任してからの方がまだやられていますから、15年くらいやっておられますね。その方は、同窓会長ということですずっと関わっているようなところもあるのかなと思います。あとはPTAの会長を経験された方が、何年かごとに交代してなるというようなパターンもあります。基本的にはPTA会長さんとか町会長さんとか、地元でいろいろボランティアをやってくださっている方とか、民生委員さんとか、そういう方ですよね。</p>
庭野委員	<p>毎年地域でいわゆる長老の方が多くのように、私は感じているんですけども、思い切って若い方に入ってきていただいて、新しい視点から学校に対するいろいろな意見を言っていただくことも大切だと考えております。</p> <p>私も自分の住んでいる他区で、学校評議員をさせていただいておりますけれども、そういったことを申し上げて、少しずつ若い人になってきているところもあります。</p>
教育長	<p>この学校評議員だけじゃなくて、地元の町会長さんとかも結構高齢化しているというか、なかなか後継者が育たなくてという課題がありますよね。</p>

平井委員	<p>私も中学校で現PTA会長として一度学校評議員になって、そのまま今度旧PTA会長ということで引き続きという流れを経験しました。役職としては町会自治会の会長さんなど、さまざま兼任されている方が結構いらっしゃる印象です。若返りということを見ると、現在はPTAの現会長が一番若いメンバーになるかと思うんですけれども、そこから各学校がどう選出していくかというのが、やはり各学校の悩みの種なのかなと思います。私が学校評議員をしていた頃は、そんなような感じでしたね。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。</p> <p>ほかになれば、第22号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>「教育委員会後援名義の使用承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>今お手元の資料、後援名義の使用申請一覧及び資料がございます。ご覧ください。特定非営利活動法人トラッソスより、令和4年10月16日(日)及び12月4日(日)に江戸川区陸上競技場で実施する第15回全日本知的障害児・者サッカー競技会及びそのプレイベントとしまして、令和4年8月5日(金)及び8月12日(金)に実施いたしますイベントの後援名義の使用申請が出されたものでございます。</p> <p>こちらの申請者、トラッソスという特定非営利活動法人は江戸川区中央に事務所がございます。知的障害児・者を中心とする各種スポーツクラブの運営による普及・振興、また障害児・者への理解を促進するための交流事業を行っている団体でございます。障害児・者の可能性の追求と発展に寄与し、福祉の向上を図ることを設置の目的としております。</p> <p>本競技会につきましては、これまでも教育委員会において後援名義の使用を認めていただいたものでございます。知的障害児・者へのサッカーの普及及び地域社会への啓発のために実施されるものでございます。</p> <p>参加費がございますけれども、必要経費の範囲内で徴収していることから、営利目的の競技会ではございません。新型コロナウイルス感染症対策に</p>

	<p>つきましては、運営ガイドラインを策定し、競技会前から健康状態の確認の徹底や3密を避ける取組、手洗い指導だけでなく、試合中の注意事項、使用するボールや審判用具の消毒方法を細かく定めております。</p> <p>また、ガイドラインに記載はございませんが、大会の実施に当たっては、参加者の安全を考えて、緊急事態宣言等の発出状況や夏の甲子園等の各種スポーツイベントの実施状況等に鑑みて、競技会を中止することもあり得るといふ柔軟なスタンスを取っております。</p> <p>以上のとおり、法人の性質、感染症対策への取組、これまでの経緯から今年度につきましても後援名義の使用を承認していただきたいと考えているところでございます。本件につきましてもご確認のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、何かご質問・ご意見などはございますか。</p>
庭 野 委 員	<p>地域に障害のある方々のこういったスポーツの場というのは、なかなかあるようでないので、きっとご本人たちもこういった催物を渴望していると思うんですね。そういう意味で、やっていただくのは非常にありがたいなと思いますし、ぜひもっと広げていただきたいというふうに思います。</p> <p>それで、13回目ということですので、去年、一昨年コロナ禍ではどんなふうに進められたのか。お分かりでしたら、ちょっと教えていただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>これに関しましては、私も出席していて様子がわかります。昨年は、平井委員にも行ってもらいましたけれども、感染対策に気をつけながら、やっていました。一昨年は中止ということでした。</p> <p>昨年は中学生ボランティアがいなかったですけども、特に何も問題のない年には、近隣の陸上競技場の近くの中学校のサッカー部員もボランティアとしていろいろなお手伝いをしていて、とてもいい光景だなと思って見ていたこともあります。サッカーそのものもなかなかレベルが高く白熱していて応援している人も一体となったいい雰囲気会場です。比較的全国から集まっているし、もちろん江戸川区のチームもありますし。</p> <p>あと、関係者の方、運営委員の方からは、知的障害者の方たちが、思い切りできる運動場が欲しいなという声がありました。どうしても障害者スポーツというと、身体障害者の方は体育館とか利用しやすくなっている部分があるのですが、知的障害者の方の専用的なものはないということでした。</p>

	平井委員のほうから何かありますか。
平井委員	教育長がおっしゃったように本当にレベルが高くて、すごく白熱していてすごいなと思った記憶があります。
	チャレンジフィールドのほうは外周に小さい子ができるようなゲームをいろいろ設置していて、家族で来られている方もいて、行けばすぐできるということで、その係員の方たちが一生懸命小さなお子さんの相手をして教えてあげていて、非常にいい場面だなと思ったのを覚えております。応援したいと思います。
教育長	また、ぜひご都合がつけば、他の教育委員さんも一緒に見ていただくと、きっと励みになるのかなと思いますけども。ぜひよろしく願いいたします。ほかございますか。
庭野委員	10月がフィールドスターリーグ、12月がチャンピオンリーグということで、恐らく10月は、地区予選みたいなものでしょうか。それでチャンピオンリーグが全日本の大会、そういうことでしょうか。
教育指導課長	そうではなくて、フィールドスターリーグが小学生以上、チャンピオンリーグが高校生以上ということで、対象の年齢が違うということでございます。ですので、10月と12月は全く別のものとなります。
庭野委員	今のご説明だと何々以上だから、小学生以上で、ずっと高校生も出ていいわけですか。
教育指導課長	フィールドスターリーグは5対5で、小学生以上のチームです。チャンピオンリーグは7対7で高校生以上ということです。
庭野委員	ありがとうございます。
教育長	ほかいかがでしょうか。
天野委員	競技をする場所がないのという意見もあるのでしょうかけれども、私個人としては、こういった方々の個性を知っていただく良い機会だなと思っています。ボランティアなども活用して、こういった方々の個性を知っていただ

教育指導課長	<p>く機会にさせていただけたらなと思っています。</p> <p>企画書によりますと、ボランティアスタッフは300名を予定しているようです。それで、このボランティアの募集に関しては、このトラックスが行うというふうに認識しております。</p>
天 野 委 員	<p>そうですか。ぜひそういったボランティアを通して、子どもたちがお互いの同世代の方々の個性を知り得る機会にさせていただけたらと思っています。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第10回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後1時48分</p>